

平成25年度

保存版

お店や会社の

ごみの分け方・出し方 ガイドブック

～ 事業系ごみ処理の手引き～

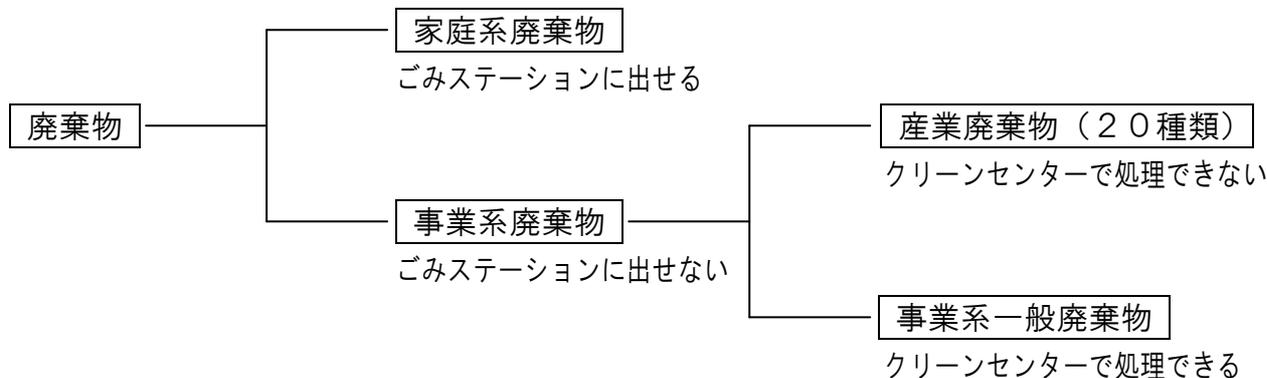
適用期間 ⇒ H25.4.1～



佐 用 町

事業系廃棄物とは

《廃棄物の分類》



事業系廃棄物とは、事業活動に伴って排出される廃棄物のことで、事業活動とは、店舗、会社、工場、事務所などの営利を目的とする活動だけでなく、病院、学校、社会福祉施設、官公署、ボランティア活動団体などが行う公共サービス等の活動も含まれます。

また、事業者とは、事業の種類や営利目的の有無、規模の大小にかかわらず全ての事業を営む者を含み、農業、店舗等の個人事業者から会社、工場、公共施設などで事業を営む者まで全てが対象となります。

事業系廃棄物は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、それぞれ定められた処理が義務付けられています。詳しくは、別刷りの分別一覧表をよくご覧になり、自らの責任で適正に処理をしてください。（⇒ P2 事業者の責務）



※ お店と家庭から出るごみは、それぞれに分けていただくことになります。

例) 家庭から出る調理くずや食べ残しはごみステーションに出せますが、お店の調理くずや食べ残しは直接クリーンセンターへ搬入するか許可業者に収集を依頼してもらうことになります。

事業活動から出るごみは、その種類や量にかかわらず、家庭ごみの集積所である「ごみステーション」に出すことはできません！

事業者の責務

- 事業活動に伴って生じたごみは、自らの責任で適正に処理すること。
- ごみの発生抑制、再使用、再生利用を促進することにより、廃棄物の減量を図ること。
- ごみの減量、適正処理等について、国や町の施策に協力すること。

戦後、日本は経済発展を成し遂げましたが、その代償として環境破壊や資源不足という課題に直面しました。そこで、環境負荷の少ない「循環型社会」の形成に向け、ごみの減量化、再資源化を推進するためのいろいろな法律が整備されました。その中で、ごみの出しかたの「ルール」として、事業者の方の責務が明記されています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律：抜粋

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

違法行為の罰則

罰則の対象となる行為（一部）

- 無許可業者への委託 事業者が許可を受けた処理業者等以外のものに廃棄物の処理を委託すること。
- 投棄禁止違反※ 廃棄物をみだりに捨てること。いわゆる「不法投棄」
- 焼却禁止違反※ 廃棄物の焼却禁止に違反すること。いわゆる「野焼き」（農業やとんどなど一部例外を除く）
- 投棄禁止違反未遂※ 不法投棄の未遂
- 焼却禁止違反未遂※ 不法焼却の未遂

違反者には…

5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はこれを併科

企業や事業所だけでなく、個人が不法投棄を行うことも重大な犯罪です。個人でも不法投棄は厳しく罰せられます。

※ 焼却禁止、投棄禁止違反及び未遂について、法人の場合は3億円以下の罰金

事業系廃棄物の処理方法

事業系廃棄物（一般廃棄物）の処理方法は、

① 処理施設へ自分で直接持ち込む

⇒ もえるごみ、粗大ごみ等 … 有料（料金は下記のとおり）

⇒ 分別して再資源化できる状態で持ち込む … 無料

※品目ごとに分けて持ち込んでいただく必要があります。

（詳しい分類は5～6ページを参照）

② 許可業者に委託する ⇒ 有料

③ 分別して再生事業者へ自分で直接持ち込む

① 自分で直接持ち込む

◎もえるごみ、資源ごみ、粗大ごみ

搬入には事前予約が必要です。予約は、電話にて受け付けます。なお、搬入される前日までにご予約ください。【にしはりまクリーンセンター Tel 0790-79-8550 ※H25.3月末頃から使用可】

また、搬入できるごみは一般廃棄物で、その排出場所が佐用町内であるものに限られます。

手数料については下記のとおりです。

処理手数料（消費税相当分を含む）

・ もえるごみ、粗大ごみ等 … 10kgにつき100円

（10kg単位、10kg未満は10kgとみなす）

・ 資源ごみ … 無料 ※品目ごとに分けて持ち込んでいただく必要があります。

☆大量に発生したごみを搬入する場合は、予約の際にお申し出ください。（1回に持ち込みできる量は2tまで）詳しくは、にしはりまクリーンセンターへお問い合わせください。

☆搬入できる品目の詳細については、別刷りの「分別一覧表」をご覧ください。

② 許可業者に委託する

事業系一般廃棄物の収集・運搬を委託する場合は、佐用町の許可を受けている業者と契約しなければなりません。⇒ 許可業者一覧：4ページ参照

また、産業廃棄物の収集・運搬及び処分を委託する場合は、県知事の許可を受けている収集運搬業者及び処分業者とそれぞれ契約しなければなりません。

業者に依頼すると、契約に基づく処理費用が必要となります。契約する場合は、事前に収集回数・収集時間・収集量・収集場所などを調べておくこととスムーズに行うことができます。

なお、産業廃棄物を処分するときは、マニフェスト（廃棄物管理票）の交付と5年間の保管が義務付けられています。

◎ 佐用町一般廃棄物処理（収集・運搬）許可業者（佐用町許可申請順）

（佐用町内）

業者名	住 所	電話番号	注釈
有限会社 佐用環境整備	下徳久 1064 番地の 2	78-1666	
有限会社 佐用公衆衛生社	長尾 900 番地の 5	82-2517	※
株式会社 碧木商店	佐用 2848 番地 2	82-2455	
有限会社 エムエスケイクリン	奥金近 17 番地 1	83-2335	
加藤健一	西徳久 87 番地	78-1800	

（町外）

業者名	住 所	電話番号	注釈
有限会社 光森	宍粟市山崎町青木 1818 番地	0790-62-9541	
西日本高速道路メンテナンス中国(株)	広島市東区若草町 12 番地 1 号	082-568-2288	※
株式会社 徳原商会	姫路市岡田 92 番地の 1	0792-96-0553	
株式会社 Y.R	宍粟市一宮町安積 484	0790-72-0400	
株式会社 ミツエ	たつの市新宮町佐野 288 番地	0791-75-0708	
株式会社 ワイルド	宍粟市山崎町下町 419 番地 6	0790-64-5522	
有限会社 アクセス	姫路市飾磨区阿成植木 788 番地	079-233-0523	※
株式会社 猪名川動物霊園	川辺郡猪名川町清水字前谷 51 番地の 2	072-769-0339	※
株式会社 フジイ	加東市吉馬 1788 番地の 1	0795-42-5225	※
有限会社 西日本メンテナンス	姫路市川西台 1 番地 65	0792-67-1765	※
株式会社 龍野衛生公社	たつの市龍野町大道 2 番地の 11	0791-63-3312	
株式会社 東陽環境センター	赤穂市南野中 6 番地の 16	0791-48-7391	※
西播環境整備 株式会社	姫路市広畑区蒲田 1 丁目 1516-7	079-237-0331	※
山崎クリーン 有限会社	宍粟市山崎町三津 117-6	0790-62-2706	※
株式会社 大洋	姫路市山吹 2 丁目 11 番 12 号	079-297-5411	※
株式会社 坂上クリーンサービス	宍粟市山崎町須賀沢 679 番地 2	0790-62-2053	
株式会社 アクア・トゥエンティワン	姫路市刀出 809	079-267-5521	※
株式会社 IHI ビジネスサポート	相生市那波南本町 5 番地 18 号	0791-22-1444	
有限会社 クリーン&リサイクル AWA1	赤穂市加里屋 1096 番地の 31	0791-43-4397	
有限会社 プラシカル・ユース	宍粟市山崎町千本屋 121 番地	0790-62-2791	
株式会社 ジェイシーシー	たつの市龍野町富永 300-13 中岡ビル 2-1	0791-47-3069	

注釈 … ※印は品目を特定（浄化槽汚泥など）また場所を限定するなどして収集しています。

☆ 産業廃棄物処理（収集・運搬及び処理）業者については、（社）兵庫県産業廃棄物協会(Tel 078-371-3177)もしくは下記までお問い合わせください。

◎ 産業廃棄物処理（収集・運搬）許可業者

（佐用町内）

業者名	住 所	電話番号
株式会社 碧木商店	佐用 2848 番地 2	82-2455
有限会社 エムエスケイクリン	奥金近 17 番地 1	83-2335
ライフォス(株)上月工場	本郷 201-36	87-0208

※ライフォス(株)上月工場は木類のみ

③ 分別して再生事業者へ自分で直接持ち込む

缶・ビン・ペットボトルなどに分別し、再生事業者に売却することもできます。

ごみの減量化・再資源化に取り組みましょう

■ごみの減量化・再資源化によるメリット

1. **経営コストの削減**

再利用したり、使い捨てを減らすことによりコストを低減できることはもちろん、ごみ処理にかかるコストも削減することができます。

2. **企業のイメージアップ**

現在、世論的に地球環境への関心が非常に高まっています。会社全体でごみの減量・リサイクルに取り組むことは企業のイメージアップにつながります。

3. **社員・経営者の意識改革**

減量化・再資源化に取り組むことは、経営、製造工程など合理化の見直しのきっかけになり、社員一人一人の意識改革にもつながります。

4. **地球環境保全**

多くの製品は原油、鉱石などの資源から作られています。そして、資源には限りがあります。減量化・再資源化により資源保全など次世代へ良い環境を残しましょう。

①再資源化（リサイクル）

ごみの中には、資源として再利用できるものがたくさんあります。限りある資源を大切に使い、かけがえのない環境を守るためにリサイクルを推進しましょう。

◎紙ごみのリサイクル

【基本的な分別】

				
新聞・ちらし	雑誌・書籍・雑紙	ダンボール	紙パック	紙製容器包装

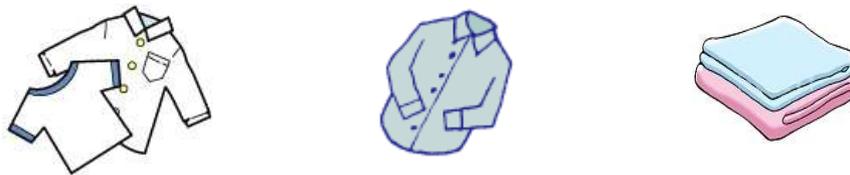
再資源化の障害となる金属や粘着テープ、ビニール、また雑誌等付録のCDなどは必ず取り除いてください。

資源化できない紙類 … 写真、カーボン紙、感熱紙、ビニールコーティングされた紙類は再利用できませんので、もえるごみで出してください。

また、子ども会やPTAなど地域が行う廃品回収に出すことも有効な活用方法です。

◎布類のリサイクル

【布類の出しかた】



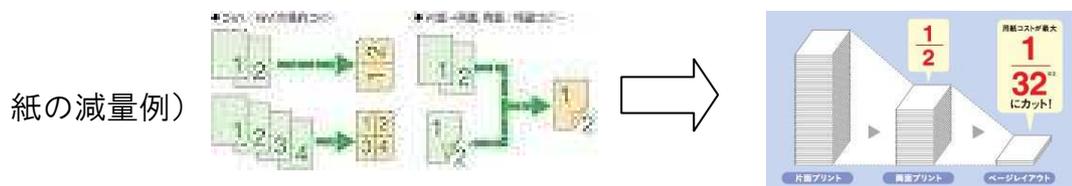
そのまま、もしくは紐で十字結束、袋に入れるなどして持ち込んでください。袋や段ボール箱に入れて持ち込まれた場合は移し替えてもらいます。

資源化できない布類 … 濡れたままのもの、油・ペンキ・泥で汚れたもの、破れたもの、下着類、ダウンウェアやスキーウェア等綿の入った冬物衣料、靴やカーペット、カーテン、布団などは再利用できませんので、燃えるごみで出してください。（ただし、産業廃棄物として処理するものはクリーンセンターへ出すことができません。）

また、子ども会やPTAなど地域が行う廃品回収に出すことも有効な活用方法です。

②減量化（ごみを発生させない努力）

- ・ コピーは両面コピーや多面レイアウト（2 in 1 などの機能）にする



- ・ 詰め替え製品を使用する
- ・ 紙コップ等使い捨て用品の使用をやめる



- ・ 文具類は大切に最後まで使い切る
- ・ 生ごみは水切りを十分に行う（ごみ重量を減らせる）
- ・ 封筒類は社内で何度も使用する
- ・ 使用済み用紙はメモとして利用する
- ・ 過剰包装しない、させない



生ごみは水をよく切って！

処理施設の紹介

にしはりまクリーンセンター（熱回収施設、リサイクル施設）

【受付時間】月曜～土曜（祝日含む）8：30～16：30
日曜、年末年始（12月31日から翌年1月3日まで）休業
その他、施設点検等により臨時休業あり

【持ち込めるごみ】もえるごみ、粗大ごみ等

【処理手数料】10kgにつき100円（10kg単位、10kg未満は10kgとみなす）
資源化物については無料（詳しくは別刷の分別一覧表及び本冊子
3～6ページをご覧ください）

☆ 直接搬入は電話にて予約が必要です！（前日までに）

TEL（0790）79-8550（H25.3末頃から使用可）

住 所 〒679-5144 兵庫県佐用郡佐用町三ツ尾 483 番地 10

区 域 姫路市（旧安富町）、たつの市（旧新宮町）、宍粟市、上郡町、佐用町

（平成25年4月1日現在）

《アクセスマップ》

